

新 城 市 議 会

総 務 経 済 委 員 会

令和6年6月24日（月曜日）

総務経済委員会

日時 令和6年6月24日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部

第71号議案 「質疑・討論・採決」

第72号議案 「質疑・討論・採決」

第76号議案 「質疑・討論・採決」

第77号議案 「質疑・討論・採決」

2 陳情、請願の審査

陳情5号 穂の香看護学校市立化の要望書 「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長	竹下修平	副委員長	小林秀徳	
委員	齊藤竜也	佐宗龍俊	小野田直美	村田康助
	山口洋一	鈴木達雄	滝川健司	
議長	長田共永			

欠席委員（なし）

参考人

学校法人穂の香学園 理事長 井田利明

参考人の補助者

学校法人穂の香学園 事務長 戸田竜一

傍聴者

5名

説明のために出席した者

総務部、企画部、産業振興部、消防本部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美
書記 請井悠人

開 会 午前9時00分

○竹下修平委員長 ただいまから総務経済委員会を開会します。

本日は、21日の本会議において、本委員会に付託されました第71号議案、第72号議案、第76号議案及び第77号議案の4議案並びに陳情1件について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第71号議案 新城市税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第34条の7の(9)の所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属するものに対する支出って言うけど、よく分からないんだけど、具体的にどういふのが該当するのか、説明してください。

○竹下修平委員長 林税務課長。

○林和宏税務課長 新しい公益信託制度というものが発せられまして、今回の条例改正になるんですけれども、現行の制度においては、一定の公益信託に許可が必要であったりとか、特定公益信託あるいは信託会社に限られて受け入れる資産も金銭のみということであったんですけども、そちらが緩和され、金銭だけではなく株でもいいとか、そのような制度改正がございまして、それに伴い所得税法も改正となりまして、それに伴ってこの今回の市条例の改正ということで、金銭のみという言葉を取ってあったりとか、その辺の条例改正となっております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それではよく意味が分からないんだけど、現金だけじゃなく、現金以外

の株を寄附するということ、株を知事と教育委員会に寄附するという、どういうケースですかね。

○竹下修平委員長 林税務課長。

○林和宏税務課長 これにつきましては、国、県の公益とかのものに寄附できるものということで、条例で決まっているところで寄附ができるんですけれども、いわゆる今までは金銭のみということであったんですが、幅が広がるということで、使いやすくなるということでございますが、ちょっとこちら、本市に該当がございませんでしたので、ちょっとこれ以上のことがうまく説明できなくていけないですけども、一応そういうことで、税務署に確認したところ、一応、制約が多かったものが緩和されて寄附金控除として取り扱えるものが増えたということで理解しております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 何か分かったような分からないようなんですけど、要するに現金以外のものでも株式等の有価証券を含めて寄附できると解釈すればいいのかな。

○竹下修平委員長 林税務課長。

○林和宏税務課長 委員おっしゃったところでいいということをお願いいたします。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 何となく分かりました、はい。

それから、第71条の固定資産税の減免のところでですけども、以前は6割、4割、4割というか、損傷の度合いによって減免率が変わってたんですけど、細分化されたみたいですが、この5割以上7割未満とか、3割以上5割未満、2割以上3割未満という損壊被害の判断はどういう基準で、誰がやるのか、その資格は要するのか、その辺はどうなってますか。

○竹下修平委員長 牧野税務課参事。

○牧野幹予税務課参事 損害の割合の判定は、

市の税務課の職員が行います。

基準については、国で示してあります認定基準に基づいて、家屋を構成している屋根や主体構造や外壁などにどのような損害があった場合には、何点を減点するといった細かい指針がありますので、それに基づいて損害割合を算出いたします。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 国がその基準を示していることですが、我々も県の応急危険度判定士という試験というか、試験じゃなかった、講習だけで資格を取ってるんですけど、それには、当然、構造的に基礎ですとか、柱の傾き、あと外壁とか屋根とかそういったものを総合的に判断して応急危険度判断するんですけど、それと似たような基準かなと思うんですけど。

例えば、柱が何度以上傾きを測定する、要するに下げ振りあってどれだけ傾いてるかというのを測るというような形で危険度を判断するんですけど、そういった基準が定められてることなのか、事細かに定めてないと個人の、恣意的な判断はしないでしょうけども、第三者的に誰が見ても同じ判断になるという基準になり得るのか。融通を利かせたり、便宜を図ったりすることがあり得ないのか。その辺について危惧されるんですけどいかがですか。

○竹下修平委員長 牧野税務課参事。

○牧野幹予税務課参事 誰が行っても同じ減免割合になるように、細かく点数がつけれるように設定はされております。

おっしゃられたように、下げ振りなどで傾きを図りまして、全壊か全壊以外かというのを判定しまして、全壊以外であれば、細かく基礎に亀裂がどのように入っているか、何か所入っているか、1か所につきどれだけ点数を減点するかとか加点するかとかそういったもので判定をいたしております。

災害が起こった際には、判定したその場で判定割合は示してこず、持ち帰りまして、ほかの事案とともに写真などで減免の割合が異ならないように、同じ基準で判定できるようにということに気を配りまして、判定割合を算出するようにいたしております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その辺に差異が生じないようにしていただくということと、絶対評価なのか相対評価なのか、持ち帰ってほかの物件と比べて判断がばらつきがないようにするというの、かなり判断に微妙なところあるし、特に細分化されると僅か1点で変わってしまうというような状況になりますので、その辺に十分留意して執行していただきたいと思います。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 同じくですけども、第71条の災害時の固定資産税の減免、引上げというのはいいことだと思うんですけど、床上浸水について、項目がなくなってほかのところに含まれたということですけど、外力による損害がある場合に限り、全壊から半壊の認定基準により判定するというような、資料要求でいただいた資料に説明が載っておるんですけど、外力による損害がない場合もあり得ることなんですが、それは該当しないということなんですが、その辺の状況というのがどういう状況なのか伺いたいと思います。

○竹下修平委員長 牧野税務課参事。

○牧野幹予税務課参事 どういう状況かというのがちょっと意味が図りかねますが、流水や瓦礫や土砂などそういったもので家屋の主体の構造や外壁などに損害が生じていれば、その割合について、それ以上の判定があれば判定をするという意味です。

○竹下修平委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 場合によると思うんですけど、じわじわじわっと下から水が上がってきたというような静かな浸水という場合は、畳が浮けばちょっと被害があったということかもしれませんけども、その辺も運用の部分かもしれませんけど、あり得るということですよ、ね、じわじわ浸水という、で該当しないという。

○竹下修平委員長 牧野税務課参事。

○牧野幹予税務課参事 浸水のみで床や外壁、内壁などに損害が出ていなければ、判定割合が出ない可能性もあります。

ただ、水に浸かっただけでも剥離などが出ているれば、そういったものは、程度は低いですが判定の割合に出ることもありますので、浸水した後の状況によります。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ここで言ってるのは、焼けて失った、埋まってしまった、もしくは流出したということなので、ただ水がびちゃびちゃと来て、来ましたよ、畳も何もかもそのまま残っていれば、それは流出ではないという判断をされるのか。

これ、保険でやる約款に書いてあることと違うもんだから、焼けてなくなってしまった、埋まってしまった、流出というのは普通は流れ出たということなので、当該、固定資産税をかける対象とする建物から中のものが流れて失ってしまったということで判断する。これ全部、2は10割も8割も6割も4割も同じことが書いてあるので、そこら辺の判断というのかな、一般的に床上浸水の規定というのは実はあるもんだから、それとは別になると思うんですが、ちょっとその辺、これあくまでも税金を1年間いいですよということ、その割合によっては100%から40%になるよということだと思うので、ちょっとその辺、最初のこと、消失、埋没、もしくは流出した部

分の床面積だということなので、この辺はどういうふうに判断するのかだと思います、あくまでも建物なので。

○竹下修平委員長 今の質疑の内容はちょっと自分も。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 分からんか。

分かるのは、この3人しか分からないから。また、全部確認しておいてください。

○竹下修平委員長 分かりました。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 流出する意味ね。

○竹下修平委員長 はい。

ほかに質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 滝川委員のときの質疑に戻るんですけど。ちょっと気になってた、ずっと。

一番最初に書かれている信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金のうちという、法が新しくなっている部分で、説明では、金銭じゃなくてそれ以外のもの、多分、株って言っちゃったから余計分かりにくくなったような気がするんですけど、その他いろんな寄附があった場合に、寄附ができるようになるという御説明だったんですけど、これって寄附は別に寄附だと思うんですけど、要は控除を受けられる寄附の幅が広がりましたよということでよろしいですよ。

○竹下修平委員長 林税務課長。

○林和宏税務課長 申し訳ございません、そうでございます。

今回、寄附金控除の対象になるということで、幅が広がったということでございます。先ほどの説明がちょっと間違っておりましたので、訂正させていただきます。すいません、よろしくお願いします。

○竹下修平委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 間違っではないかかもしれな

い。

○竹下修平委員長 林税務課長。

○林和宏税務課長 すいません。ができるようになり、さらにそれが控除の対象になるということで、すいません、よろしくお願いいたします。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第71号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第72号議案 新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第72号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第76号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第76号議案。ちょっと説明あったと思うんですけど、年式というか走行距離、それから、新城市が保有する他の救急車の中で一番年式あるいは走行距離が古いのか、その辺についてお願いします。

○竹下修平委員長 加藤消防署参事。

○加藤広樹消防署参事 新城市消防本部で保有しております一番古い救急車の更新となります。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 年式と走行距離を教えてください。

○竹下修平委員長 加藤消防署参事。

○加藤広樹消防署参事 平成24年式、走行距離につきましては6月18日現在20万5,459キロとなります。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

この古い車両の処分方法についてお伺いします。ネットオークションなのか、どっか下取りに出すのか、海外に持っていくのか、お願いします。

○竹下修平委員長 加藤消防署参事。

○加藤広樹消防署参事 次年度、官公庁オークションへ出品する予定です。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 官公庁オークションということですが、過去にもこういう救急車を出されたと思いますけども、どの程度で落札

されているのか。他市の事例も含めてお願いします。

○竹下修平委員長 加藤消防署参事。

○加藤広樹消防署参事 これまでの救急車につきましては、寄贈のものもありますし、一番直近でありますと、新城市民病院のDMA Tへ車両を提供したということもあります。

これまでの実績からすると、30万円から40万円の売却ということで実績があります。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第76号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第77号議案 訴えの提起（反訴事件）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、確認をさせていただきたいと思います。

この件は、いわゆる令和元年から令和4年までの間に、松風苑マネジメント株式会社さんが被った損害のうち1,000万円と年3分の延滞損害金を市に請求されたということなんですけど、市としては第10条第3項の理由で、市の支払いの責務はないということが1つ。

もう1つは、令和3年4月から10月まで、また、令和3年12月と1月を除いた温泉使用料を滞納しているので、この分というのが約91万9千円を請求するという反訴を起こしたということによろしいでしょうか。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今、委員が申されたとおりでございます。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 まず、訴状というか、あれ見たんですけど、代表取締役が2人おったのかな、名前が違ってる人が2人おって、名字は一緒だったんですけど、どちらが代表なのか、相手なのか、その辺をお願いします。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今、お尋ねのありました代表取締役でございますが、福政慧英と書いてるところですね。

以上でございます。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 まず、経緯を見ますと、令和5年12月に訴えられてるんですけど、未払いが令和3年11月にあって、12月、1月はなし、それ以降今日まで支払いがないということなんですけど、出が悪くなって直してほしいというんですけども、その話があったのが令和元年12月頃から不足となり、市へ相談とか、対応されずということなんですけど、その間は、令和3年10月までは支払いがあつて、令和元年12月、令和2年から令和3年10月までは出が悪いけど支払いがあつたということですよ。

○竹下修平委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今、委員がおっしゃられたとおりです。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 11月は支払って、12月、1月は払わない。この辺がよく分からないんですけど11月払うのに、12月、1月は督促した

ら払ってくれたということなんでしょうか。

○竹下修平委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 11月を支払っていただけてなくて、12月、1月はなぜか支払いはいただけております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 あと、この3万1,420円ってずっと定額ですけども、これは定額制なのかなと判断したんですけど、使用量に関係ないのか。それと、9月分だけ8千円ほど高くなってるんですけど、その辺の理由と支払い方法について教えてください。

○竹下修平委員長 令和5年度9月分だけですかね。

横山観光課長。

○横山和典観光課長 定額の金額がありまして、ある一定の数量を超えなければ使用料がかからないということで、それが3万1,420円というのが定額分になっております。

それで、多く支払われている月に関しましては、さらにそれ以上使用された月になります。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 使用されてるということは、出が悪くないということで判断していいんですか、いかがでしょう。

○竹下修平委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 その令和元年12月当時は、やはり、温泉のポンプの調子が悪い時期がありまして、その令和2年3月にポンプは直しておりますので、その時期に関してはちょっと出が悪い時期はあったと思っております。

それ以降につきましても、実際悪いときもあったと思うんですけども、出てはいたってということがここでは確認できると思います。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 直してからは通常に出てた

にもかかわらず支払いがされてなかったと。

これって、市に配湯管の管理義務がなく、懈怠はなくていうその第10条第3項から損害に責任を負わないと規定しているということは、どういうケース、これは要するに、敷地内の管理は温泉側のあれなのか、市側までの管理する配管以降で問題があるのか。この条項の規定する責任を負わないという条件はどのような条件でしょう。

○竹下修平委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 市で管理している配管の部分についてになりますので、メーターまでの部分のことをいっております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 通常、そういうことだと思いますし、メーター以降は温泉側というかホテル側の管理であり、そこに責任がある場合はしょうがないということなんですけど、それはその温泉側もどちら側に責任があるのか。使ってるということは、その予約がキャンセルした時点では、どちら側の配管に原因があったのか、ポンプが悪かったってことは市側に責任があるみたいだし、それ以降、配管が詰まっていて、メーターより前なのか後ろで詰まってたのかよく分かりませんが、キャンセルがあった時点はどのような状況だったんですか。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 訴訟の係争中ということで、あまり深い話まではちょっとできませんけども、今回は被告側からは、令和元年から請求をされております。

そうしたところで、我々市側に被告から連絡があり、そして、配管のところを修理したというのが、令和3年12月の下旬頃に、被告側から連絡があって、それから、春先にかけて、2回ほど修繕をしておるということでございます。

ですので、その間につきましては、減免ということで考えておるんですが、ということ

で、我々としても、その期間についてはそういった事象が、修理をしてるし、確認ができるということではありますが、それ以上の期間外の部分についても、今回請求の対象になっておるということで、そこら辺を含めて訴訟になってるということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 予約がキャンセルになって、その同額の損害賠償請求を受けて、ホテル側が支払ったということですけど、実際にばかに高かったような宿泊料だったような気がします、それはこちらがとやかく言うことじゃないんですけど。

本当に、その2千何百万円もキャンセル補償をしたという証明はあるんですか。これ裁判に関することで答えられないと言うかもしれませんけど、本当にそんなに払ったのかなという疑問があったんですけど、いかがですか。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今、委員おっしゃられたとおりだと思っております。我々もそういうように思っております。なおかつ、コロナ禍にちょうどかぶっておる期間までがこの期間に含まれておるということで、海外渡航云々の制限の時期もあったということもありますので、これが適切な額であるという認識は持っておりませんので、そこは争っていくというところで、今、進めておるところです。

以上でございます。

○竹下修平委員長 答えていただきましたが、あまり裁判の内容には入らないように御注意ください。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 実際に、そのキャンセルの補償をしたという前提で裁判が行われていると理解しておきますけども、それは裁判の中で明らかになっていくことだと思います。

1回ちょっと確認したいんですけど、キャンセルされて損害を被った補償を求める訴訟と、温泉使用料を払わない反訴と、土俵が違ふような気がするんですけど、訴えの中で、その反訴という形でこの訴訟をやるやり方というのは、これはよくある例なのか、別に訴訟を新城市が起こして、損害請求の訴訟とは違ふ支払い請求みたいな形でやるとは、また違ふケースなのか、その辺の事務上のことはどうなってるんでしょうか。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 そもそも反訴事件自体が、まさに今回と同じような事例になります。相手から訴えをされたという中で、我々としても、今回、損害賠償請求ですので、うちも損害賠償請求で、事案としてはかけたいという中で、そもそも反訴事件というのは、訴えられた1つの事件の中で同時に審議をかけていくというのが、そもそもの反訴というものになりますので、今回まさにガッツリはまっていますので、その対応でやっていくということでございます。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第77号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

次の陳情の審査のため暫時休憩をいたします。

休 憩 午前9時33分

再 開 午前11時00分

○竹下修平委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~  
陳情者、学校法人穂の香学園理事長、井田利明氏から提出されました穂の香看護学校市立化の要望書を議題とします。

本日は、参考人として学校法人穂の香学園理事長、井田利明さん、そして、補助者として戸田さんの出席を得ております。

この際、委員長として私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず総務経済委員会の陳情審査のために御出席を賜り、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べいただくようよろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いをいたします。

それでは、井田さん、御説明をよろしくお願いいたします。

○井田利明参考人 穂の香学園の理事長の井田と申します。今日はお忙しいところ、委員会を開いていただきましてありがとうございます。

要望書として、経緯と、それと市立化について、大項目は2通りなんですけど、一応、経緯については、新城市の地域医療、広域医療の現状を踏まえて、地域に住んでる人々の健康とか医療、福祉を支えるために看護職を

養成するために、令和3年3月2日に理事長に就任いたしました。

その際に、その以前の累積債務を2億6,456万8,875円を同年3月31日に清算し、資産総額1億1,506万7,978円としました。この穂の香学園の理事長に就任するまでの経緯について、平成10年12月22日、土地所有者より、学校法人尾張学園大谷大学に土地が贈与され、平成25年7月4日、同学校法人より、土地建物が新城市に贈与され、平成26年4月1日に、学校法人穂の香学園穂の香看護専門学校として設立されたという経緯があります。

以上が経緯についてです。

次に、なぜ穂の香看護専門学校の市立化について、非常に私自身が、令和3年、令和4年、令和5年、6年目なんですけど、この3年間、コロナに非常に痛めつけられまして、どうにか学校に資金を、個人の資産を随分投入しまして、現在も投入中なんですけど、看護学校という性格ですね、入学者を確保しなければ安定した学校経営が行うことができないと。新城市に、多くの学生を呼び込んで、それで、どうにかこの新城市と市の活性化につながらないかなと。そのために、やはり永続して学校が存続しなくてはならないと。

実は、私も5月にコロナにかかりまして、1か月入院したもんですから、そのときよく考えまして、やっぱり存続するためには公立化したほうがいいんじゃないかと。医療と福祉と介護に関与する、要するに地域医療が重要視されるもんですから、そのための看護職を養成しなくてはならないと。それは非常に重要だなと。これは、常々私も、病院勤務40年ぐらいしてましたので、痛感しているところなんです。

つきましては、穂の香看護専門学校を取り巻く環境が非常に変わってきてまして、東三河地区の医療福祉、医療圏の提言書でも、診療科目には細かく書いてあるんですけど、要するに医療の世界というのはマンパワーなんで

すね。医者と看護職を確保しなくてはいけないと。看護職も若い看護師、その地域に定着して、若い看護師を一人でも多く確保しなくてはね。これは、どこの地方行ってもそうなんですけど、そういう観点から、どうしても経営の安定化を図っていききたいと。

安定化を図ることによって、地域の医療とかなんかの問題も安定してくるんじゃないかと。特に、医療圏の計画を見ますと、疾病ごとに入ってるわけですね。消化器、循環器、脳外科、そういう疾病ごとに分かれてるんですけど、実際は、全部、医者と看護職なんです、マンパワー。特に、看護職の場合は特定看護師とか診療看護師とか、細かい専門的な看護師が制度的に、今できてますので、その基礎づくりでちゃんとした看護師を、若いうちに育てなきゃいけないと。それが、医療の、特に地域医療、特に新城市の場合は、非常に高齢率が高いもんですから、これから在宅医療が非常に増えてくると思うんですけど、在宅の医療の担い手は、もろ看護職なんですね。時間的に勤務が長いもんですから、なるべく若い看護師を養成しないと、人口の高齢化に追いつかないと思うんですね。

ですから、どうしても看護専門学校は、隣接もそうですけど、豊川もそうですけど、豊橋もそうです、浜松市もそうですけど、みんな市立で看護専門学校やってるわけですね。定数が決まってるもんですから、特にそういう面では、行政の方、議会の方の意見を聞いて、市立化をできたら実現できないものかと思ひまして、要望として出させていただきました。

何か質問があれば言っていただきたいんですけど。

○竹下修平委員長 説明は以上でよろしいですか。

ありがとうございました。

以上で、参考人からの説明、意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言をいただくようお願いいたします。また、委員に対しての質疑をすることができませんので御了承をお願いいたします。

質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 今の説明だと、看護師が大事だよということの説明にはなってたんですけど、市立化すると安定化に進むということの根拠がよく分からなかったんですけど、なぜ民間から市立化、新城市立化すると安定するって言えるんですかね。

○竹下修平委員長 井田利明さん。

○井田利明参考人 1点が、資金的な問題ですね。大体、今のところ補填してるんです、私、個人的に。でも、資金的に安定した財源がないと継続しないんじゃないかと。

これは、5月に僕が入院して、本当に痛いほど分かったんですけど、やっぱり経営安定は、公立にしたほうが、べらぼうにお金かかるっていうわけではないですから、定員決まっていますので、40人って、1学年。だから、やっぱり資金的に安定するということですね。

○竹下修平委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 そうすると、税金を投じるということになると思うので、それは資金的に安定するのではなくて、要は負担が市民にいくということになると思うんですけど、それをするべきだということですか。

○竹下修平委員長 井田利明さん。

○井田利明参考人 要望として、やはり看護職って公共性、公益性のあるもんですから、住民の方と先生方と話していただいて、必要がないということであれば、それでしょうがないと思うんですけど、公益性のある看護職なもんですから、やっぱりそれは市、この中でも、戴帽式とか入学式に来ていただいた先生いると思うんですけど、みんな真剣で真面

目ないいい生徒なんですよ。

だから、僕としては、僕が病気しても存続できるような形にしたいなと。それで公益性のある公共部にお願いしないと、なかなかそれはできないなと。特に、ほかの隣接の浜松の市立病院の看護学校も、豊橋の、豊川の学校も皆さん県立並びに市立でやってるんですけど、やはり非常に安定してますよね、そういう面では、そういうことです。

○竹下修平委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 安定してるというか安定させてるということだと思うんですけど、要するに税金を投じて。実際に、現状、穂の香看護学校の入学者だったりとか卒業者の中から、じゃあ新城市民病院に勤めている子が何人いるかという、多分多くて3人とか4人とかという状況じゃないですか。そうすると、公益性で新城市が税金を投じて、新城市に還元される公益性というのはかなり薄くなってしまっていると思うんですけど、だとしたら、市立化じゃないほうが民間経営でいわゆる経営力を高めていったほうが、まだ私としては広い範囲の公益性が担保されるのかなと思います。

僕たちの新城市がお金を出すということになって、じゃあ新城市に還元されるかというと、民間の方がまだ還元されるんじゃないんですかね、と思ったんです。

あとは、実際に今言ったように、卒業生の中から、じゃあ新城市民病院だったりとかというところにそのまま就職される。でもこれは、需要と供給の問題なので、人材が欲しいか欲しくないかの、というところと、その人材が適しているかどうかというところになると思いますから、何て言うんでしょうね。公益性が担保されていれば、そこが伸びるかというところではないと思います。

なので、その部分を市立化してクリアにできるという根拠がないと、先ほどの説明だと、やっぱりどうしても看護師さんが大事なんだよとか、ドクターが大事なよということ

はよく分かりましたし、それは私たちも多分病院とか行っていれば分かると思うんですけど、そうではなくて、市立化するためのポイントというのが、経営の安定化ということだけだと思うんですけど、説明の中だと。そこ以外にはないんですかね。

○竹下修平委員長 井田利明さん。

○井田利明参考人 やっぱり、ほかの隣接の看護専門学校見ると、民間がやってるより市がやったり、県がやったり、特に、宝陵高校なんかの高校から衛生看護科つくってますから、非常に地域の病院とか何かには還元してると思うんですよ。豊橋の市立の看護専門学校も、一時おかしくなりましたが今はもう安定期の、市立になったら安定期に、浜松の看護学校もそうですけど、やっぱり安定して、それでいい看護師が育って、卒業して病院で活躍すると。

だから、今言われたような民間でやったほうが経営的にいいんじゃないかと。学校法人の基本は、非営利法人で利益を出してはいけないわけですよね。現状、プラマイ・ゼロなんですね。普通の民間の会社とかなんかと違って、学校法人というのは利益出してはいけないもんですから、ギリギリでやってるわけですね、ギリギリで。

だから、ここですからざっくばらんのことお話ししますが、今、銀行から借入れがうちは850万円しかないんですよ。あとはですね、私の私財とお金を入れてるわけです、毎月。で、一番大変なコロナのときに、そういうふうに、当初もお金随分かかりましたから、どうにかね。コロナにちょうどぶつかっちゃったもんですから、非常に経営してるほうとして不安でしたね。

だから、今、言われたような不安でいっぱい、隣接の日本看護学校協議会ってありまして、全国組織なんですけど、愛知県にもあるんですけど、いろいろ関係者等御相談すると、やっぱり要望としてね、市に出してみな

さいという御意見が多かったもんですから、出させていただいて、今みて御意見をたくさんいただいて、それでいろいろ考えようと思ってるんですよ。

地域で必要がないと言えばやめるしかありませんから。看護学校って定員決まってるんですね、法律で。3学年でも120名なんですよ。だから、前の理事長もね、糖尿で目が失明してしまって、半分、同情的な気持ちで僕は引き継いだわけなんですけど、入って、引き継いですがすぐコロナの期間入りましたんで。どうにか、コロナの危険終わらして、それでやっと令和6年になって今安定してきて。

今、前と違ってオープンキャンパスってやってるんですね、毎年。それで、今年8回になるんですね、来年の入学者も。今月は11人なんですよ、29日にオープンキャンパスやるんですけど、11人か12人。全然違うんですね、今年は、反応が。前はね、そんな集まらなかったんですよ。今、今年に入って6月29日にやって、オープンキャンパス11人、あと8回ありますから。だから、これで来年は入学者が正常になってくるなというのが実感です。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 経営の安定化という話を伺ったんですけど、もとは入学者数というか生徒の数かなと、学生の数かなと思うんですが、コロナもあったというお話でありましたけども、この3年間、4年間というか、どんどん下がって、定員の見直しもあったようなことも聞いてるんですけど。学生が、いわゆる経営安定できるぐらいの数になるように、どういうアプローチをされていたのかなということですけども、それと、また減っていった理由というのはどういうふうに判断されているのか。その辺はどうでしょう。

○竹下修平委員長 井田利明さん。

○井田利明参考人 今、先生がおっしゃったとおり、非常にハンディキャップがありまして、私が理事長になる前に、そのときにいた教員は全部首にしました。なぜかという、経理関係を見たら、個人と学校の経理がごっちゃなんですね。教員もそうです、教員も全部変えましたね。こちらの市の副市長も、前任の理事に入っていましたんで、事情を聴くと分かんないって言うんですよ。副市長が分かんなかったら、私も全然分かんないですし、全部入れ替えました。私の人間関係で、学校教員、全部集めまして、もともと徳洲会にいたもんですから、その関係で教員全部集めまして、前の評判があまりにも悪すぎてしまって。悪過ぎちゃって、それでコロナでしたから、それを払拭するまで、大体3年かかりましたね。令和3年、令和4年、令和5年。

ですから、今年のオープンキャンパスも集まる人数が違いますよね、4倍ぐらいになってますから、今年から。だから、あんまりにも何か、何が不評か分からないんですけど、非常にそういう御意見いただきましたね。

だから、僕は、僕の着任する前は分かんないですよ、聞かれても、私のほうは。

前の副市長も理事に入っていましたんで。どうなののか分からないですね。ただ、やっていることは看護学校ですから、いろいろ事情ありましたけど、やっと生徒が集まってきたなというのが、つい最近ですね、やっと。

ですから、令和3年前のことは分かりません。だから、いい評判は出てなかったみたいだね。

以上です。

○竹下修平委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 来年度というか、令和7年度には、見込みとして入学者数も増えるんじゃないかというような、今、思いがあるわけですか。

○竹下修平委員長 井田利明さん。

○井田利明参考人 今年からオープンキャン

パスの来る応募が非常に多くて、あと8回あるんですね、3月までに。そうしますと、平均して11人来ると、定数超えてしまうものですから、定数がもう40人しか取れないんですね。ですから、今は今年入って、応募者が急に多くなりましたから。今年、急にですね。そういう状態です。

以上です。

○竹下修平委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 今までの計上の累積の赤字もあると思いますけど、来年度、定員40人入ったとして、その先の経営の安定化につなげていくという見込みができるのかどうかというところを伺いたいと思います。

○竹下修平委員長 井田利明さん。

○井田利明参考人 私も医療機関に長く勤めてたものですから、看護学校もやってましたんで、どこの看護学校も赤字なんですね。それを再建をしてきたのが何校かありまして、今、看護学校延長して、医療大学の看護学部って、4年制の大学にしたわけですね、湘南、鎌倉にありますけど。

もう学校は最初から、それをよくしていくというのは、いい学生が集まるような環境、ムード、評判、特に地域の評判ですね。今までやってきた看護学校も地方なんですよ、みんな。田舎にある病院に附属をつくとか。僕の感触としては、オープンキャンパスで11人今回来ましたので、今までと全然違う、この3年間と全然違うんですね。3年間はね、1人か2人なんですよ、来るのは。これが急に6月から、これは中のスタッフの努力だと思うんですけども、全然違うんですね。6月から大体11人とか12人、すぐ来ないですから。

ですから、経営的には、損益の点が、1年2年3年合わせて、約86名で損益分岐点だと思うんですよ、86名で。なぜ、そうやって経費を抑えられて出来上がってる、大体教員が、各いろんな、豊橋病院とか新城市民病院とかなんかの看護部長やった方がおるもんですか

ら、そのぐらいのOBの教員で、経験ベテランな方。

ですから、普通の、豊橋なんて大体看護職の部長やると1,200万、300万円なんですよ、給与が。それを学校ということで、非常に安くしていただいて、皆さん先生やっていただくと。要するに、生徒を教えるのが好きだという先生が今回集まったと思うんですけど、やっぱり、そういう評判が少しずつ浸透して、応募者が多くなってきたなというのが、来年度も、その次も続くと思うんですけど、やっとそういうのが変わってきましたね、ムードが。

これは、各協力病院もあって、この近くの協力病院もあって、すごく感じるんですけど、ちょっと違います、病院の評価も違いますし。やっぱり、そういう点で、安定軌道には、ここ1、2年でなるんじゃないかなと、僕は思ってます。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 資料いただきました。過去5年の卒業生の進路という資料をいただいております。それを見させていただきますと、うちの市が運営している病院から清智会の記念病院さんまであるんですが、2023年、令和5年度、そして2022年、令和4年度を見ますと、卒業された皆さんの数値に対して、昨年度、令和5年度については3名の12.5%、令和4年度は20人に対し1人ですので5%、そして、御社が仕事を受けてからの年でありますので、61名の卒業生を送り出し、うち4名の6.55%が新城市民病院ということなんですが、先ほどの理論でいきますと、これだけの地元の病院に入ってくれる看護師さんがいないということになると思うんです。

それで、ここに個人の開業医さんもお見えになりますので、例えば、そちらに就職をさ

れるという方もと見るんですが、これ見た限りでは、市内の個人の開業医さんに職を求めている方はお見えにならないということです。ほぼうちの市民の皆さんの税金を投入して市立化を図ったとしても、なかなか難しいであろう。

一見、ここに4段目、5段目の病院さんが市内の病院であります。これを含めても全部で5名ということですので、そういった意味で、今の立場として、かなりのお金がかかっております。先ほど、理事長おっしゃられたように、教授の諸氏の皆さん、お支払いをかなり抑えていると言われましたけれども、これ見ますと比較的、人件費が子どもたちを教えるに限っては抑えられているなどということがあります。そうしますと、本当にいい教育ができるのかな。

そして、あなた方は、市立にした場合ですよ、した場合に、同じ教員、スタッフが見えて、同じ待遇で例えばした場合に、子どもたちにそういう教育ができるのか。多くの今行き合ってる人の皆さんの税金の下にこの学校は運営されておりますので、あなた方はそういったことでの地域貢献をすべきなんですよということまでやらないと、多分できないんじゃないのかなと思いますが、その点はどのようにお考えなのか、お伺いをします。

○竹下修平委員長 井田利明さん。

○井田利明参考人 今、言われたような地域貢献ですね、非常に私もびっくりしたんですけど、クリニックさんもそう、医師会もそうですけど、看護学校に求人票を出してくるわけですよ、普通ね。こういう生徒、卒業生いないかということで。それで、市内の病院は数か所しかなかったですよ、ない。そういうところで希望者が少なかった。

進路指導で、研修した病院で、実習病院に入職する方が多いですね、実習したところから、それはね、学校でどこどこ行けとか何か、やっぱり実習先の病院に入る方が多い

です。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、誠にありがとうございました。

~~~~~

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時39分

○竹下修平委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林委員。

○小林秀徳委員 今回、穂の香看護学校市立化ということに対しまして、不採択の立場で討論いたします。

将来の医療を担う学生の育成ということに対しましては、大切なことであると私も重々思っております。

ただ、しかし先ほどの話の中で、以前、副市長が理事で参加をしてましたが、その学校の内容についてはよく理解できなかったということもありましたし、今、新城市の実情を考えたときに、学校経営のノウハウが市にはないということも踏まえると、今、市立化にするということは考えにくいと私は判断しましたので、不採択の立場として討論いたします。

○竹下修平委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

不採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹下修平委員長 起立少数と認めます。

よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務経済委員会を閉会します。

閉 会 午前11時42分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務経済委員会委員長 竹下修平